平成２８年（フ）第１６７７号
福岡市西区小戸４丁目３番５号
債務者　西　　正治
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８２号
福岡市早良区原団地25番101号
債務者　山下ゆかり（旧姓円城寺）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７０４号
福岡市城南区南片江３丁目13番38―206号
債務者　山内　安廣
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７０５号
福岡市城南区金山団地５番101号
債務者　中牟田健太
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２３号
福岡市中央区港３丁目４番31―401号
債務者　松井美智子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７４２号
福岡県春日市春日原南町４丁目37番地46
債務者　町本　穎一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３７号
沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅405
債務者　松嶺　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３３５号
宮城県塩竈市舟入１丁目５番６―608号　県営塩釜舟入住宅
債務者　鈴木　政俊
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
仙台市太白区長町３丁目７番26号　有料老人ホームはなみずき323、従前の住所仙台市太白区東郡山２丁目９番８号
債務者　塩貝　和之
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６５４号
仙台市青葉区上愛子字車56番地の11
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８４号
仙台市泉区松森字明神22番地の54
債務者　佃　　匡佳
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2422番地77
債務者　打越　弘子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３０８号
茨城県水戸市千波町1735番地の１　スパニッシュコート千波Ａ棟308号
債務者　石橋　一男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３７９号
兵庫県加古川市加古川町稲屋833番地の18
債務者　大抜　明美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市保城648番地ミモザの家、従前の住所兵庫県姫路市飾東町清住354番地２
債務者　コテラ工業こと　小寺澤一良
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４５９号
兵庫県高砂市米田町米田409番地の７、従前の住所東京都杉並区本天沼１丁目27番７号
相馬　方
債務者　岸本　健太
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７３号
松江市八雲町日吉333番地98
債務者　森脇　久幸
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
松江市本郷町６番１号
債務者　鈴木　友喜
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部